S. REPORT

る

臨床教育を重視している卒前教育カリキュラム ドイツの医師国家試験(中)

はじめに

しい関門があることに驚かれたかもしれない。 したが、医師免許を取得するには、日本より厳 行われる医師国家試験の実施要領について紹介 前回はドイツの医師免許規則の中から、四回

今回は、医師免許規則に示されている卒前教

在のドイツのカリキュラムと比較してみて下さ る方も少なくないと思うが、これから述べる現 にはドイツの影響が強く残っていると信じてい 育のカリキュラムについて述べてみよう。日本

卒前医学教育の柱

Vì

医師免許規則によると、免許取得までの教育

は次の六項目の柱で構成されている。

1 年生】は病院における四八週間の実地教育とな 大学での六年間の医学教育。最終学年【六

2 im Praktikum、AiP)として一八ヶ月の卒後初期研 学部教育を終えたあと、実地研修医師(Arz

修に従事。

3 ファースト・エイド (Erste Hilfe) の教育。

④ 二ヶ月の患者看護業務

(5) 四ヶ月のファムラツール Famulatur (病院や

される。

師国家試験は、いずれも授業のない時期に実施 ファムラツールのような特殊カリキュラムと医

社会での医学研修)。

6 四回の医師国家試験。

a.医師前期試験:これは入学後二年経過する

と受験できる。

b.医師試験第一部:医師前期試験合格 後、一年間の勉学を終えると受験で

c.医師試験第二部:医師前期試験合格

後、三年間の勉学を終えると受験で

きるが、医師試験第一部に合格して

いなければならない。

d.医師試験第三部:医師試験第二部合 格後、一年間の勉学の後に受験でき

月、一〇月から一月の期間に行われる。他 実習)などの一般カリキュラムは四月から六 ドイツの大学は二学期制で、授業(講義や

方、ファースト・エイド、患者看護業務、

特殊カリキュラム

(1) ファースト・エイドの教育

ファースト・エイドは医師前期試験の申請前

看護業務の証明書								
学生の氏名								
生年月日 出生地								
下記の病院/施設で実施された 教育は私の指導のもとに		参加した。 部局で行われた。						
教育期間	から	まで						
欠席期間 □あり □なし	から	まで						
□ 大学から教育病院に指定される□ 教育は大学病院で実施される								
年月日、場所								
型である。 教育責任者の署名		公印						

看護業務に従事した証明書



東京医科歯科大学名誉教授 道夫

織が出す証明書でもよい。 なっているが、 字など四つの救急業務を扱う機関によるものと 実技能力が教えられる。 に行わなければならない。ここでは基礎知識と 管轄官庁がその適性を認めた組 証明書は、 ドイツ赤十

2 患者看護業務

き入れて、 期間に病院で行う。これは病院という組織に導 める前、 二ヶ月間の患者看護業務は、 または医師前期試験の前で授業のない 患者看護の通常業務を習熟させるこ まで 下記の施設において私の監督と指導の下にファムラツールを受ける学生とし この学生は主として以下の領域において従事した。 医学の学習を始 までの期間中断した。

ファムラツールに従事した証明書 図2

施設の名称と公印

③一ヶ月を前記①と②に該当する施設で。

医師前期試験合格後

般カリキュラム

ある でなく見学実習的である点が異なる。】 似しているところがあるが、 とを目的としている。 受験には証明書が必要で 期間も短く、

3 ファムラツー

で学ぶ。 場、 得させることが目的であって、 受験には証明書が必要である 格から医師試験第二部の受験までの間に行う。 四ヶ月のファムラツール 診療所および病院における医師の活動を習 は、 (図 2)° 以下のような形 医師前期試験合 公衆、

①一ヶ月間を

医師の指導の下に

a.公衆の保健医療、青少年援護、 労働局、 福祉局または営業監察 社会援護、

b.障害者リハビリ施設、 査医の業務を含む医学的鑑定 または健康保険審

c.刑務所。

教育担当の医師の署名

d .産業医の施設

ファムラツールに従事した証明書

 \mathbb{B} 医師の診療所の

e.連邦国防軍の部隊医務施設。

一ヶ月を病院。

以下の詳細な解説は、

医師免許規則の条文に

学生 生年月日

この教育は

年 月 日

中断しなかった。

(図1)。【日本でもドイツのこの制度を真

(1) 一般の授業

《実習とクルズス》

習、クルズス、セミナーによって行われる。

大学での教育は、

系統的な講義のほかに、

実

ければならない。 ければならない。 であれば、学生に自ら患者を扱う機会を与えな らない。 育では、 先する。 習の分野では、患者について教育することが優 小グループで教育しなければならない。 ければならない。教材の関係で必要なときは に立ち入らないで、 教育は、その必要がなければ、 い負担をかけることは避けなければならない。 少数でなければならないが、ベッドサイドの教 これらでは実際を観察することが保障されな 患者について直接教育を受ける学生は 実務的技能と能力を習得するのに必要 学生数は原則として五名を超えてはな 教育によって患者に耐えがた もっと広い立場で行われな 個々の専門領域 臨床実

《セミナー》

ならない。セミナーでは、学生が重要な医学的 た応用できるように討論 講義と実習で教えた教材を、さらに深く、 (論究) されなければ ま

るのに役立つ内容である。 記述されているが、 教育の理念と実際を理解す

Ī	証明書		1+	長	.	=		2	1		z
下記の実習/クルズス/セミナ	ーに参加した		は、下記の三科目で	最終学年に病院医師試験第二	ンターン)	老行	(2) 学	3) 形式で証明	し、成果	実習、	マ学生数
学生の氏名			<u></u>	に験	٥	$\overline{}$	学部最終学年	で郵	介をい	クル	ĬĬ.
生年月日	出生地		科	が 院 二		prak	終	崩	わさ	ルズ	Õ
□夏学期 □冬学期	から	まで	日で	で実に		praktische	年	しな	めた	ス、	名を
上記の授業に規則正しく参加し 学習規則に規定されている□『 出席していた。		1000 AVELS-17	一六週間ずつ行われる。	に病院で実地教育が実施される。験第二部に合格した後、つまりが		e Ausbildung	(第六学年)	しなければならな	成果をおさめたことを、添	セミナーに	る学生数は二〇名を超えてはならない。
年月日、場所			行わ	施されま		$\overline{}$	に	ν, ,	添付の証明書	り規則正	ない。
,	公印		れる	れる。		かわ	実施さ		明	Ļ	Ü
教育責任者の署名				。 学部の		わゆるイ	される		計 図	参加	
3 定習 クルズス セミナーに参加	101.た虾田書			., ,		1	9		121	/ 14	

的のために、

学生はその教育程度に

に応用しなければならない。この目

らない。

Ÿ

で提出しなければならない。

学生はその教育に役立たない業務をさせられて はならない。 きるベッド数は適切な割合でなければならない。 通りの教育を確保するために、 育には、 ければならない。 任のもとに、 床相談に学生が参加することも含まれる。 三部の申請のさいに、書式に示した証明書形式 ムを原則として病室にいなければならない。 規則正しく教育を受けたことは、 薬物治療や臨床病理学的相談を含む臨 教育担当医師の指導、 与えられた医学的仕事を実施しな 学生は週日全てを、 学生数と提供で 監督および責 医師試験第 フルタイ 規則 教

学的相談を含む規則正しい臨床相談、

ならびに

病理医によるサービスが確保されていなければ

ければならない。さらに、

薬物治療や臨床病理

任務に対する十分な数の医師が確保されていな

場合には、

教育の行われる部局に、

医療と教育

《大学外の病院で実施する場合の条件》

大学外の病院における第六学年の実地教育の

されていなければならない。 療を担当する医師のコンサルテーションが確保 実地教育の実施には、 病院は教育に必要な以

神経科、

放射線科、

放射線診断または放射線治

これらの科のほかに、

眼科、

耳鼻咽喉科

は、

最低八〇床を持っている科だけが適して

ならない。

内科と外科の領域での教育のために

知識と能力を深め、 までの欠席が認められる。 める病院で実施される。 教育中は病床が教育の中心となる この教育は大学病院、 学生はそれまでに習得した医学 上記以外の臨床の一科を選択 学生はそれらを個々の症例 管轄の保健医療官庁も認 広げなければな または大学 合計二〇日

- 1. 医学の自然科学的基礎
 - 医学生のための物理実習
 - 医学生のための化学実習
 - 1.2 医学生のための生物学実習
- 2. 生理学実習
- 生化学実習
- マクロ解剖学のクルズス
- ミクロ解剖学のクルズス
- 医学心理学のクルズス 以上の時間数合計は少なくとも

480

することも含まれる。

組のセミナーに参加す

3 2

が指定し、

関連付けられることを目標とする。

患者を呈示

外科 内科

関連性、

とくに基礎と臨床の教材をはっきりと

1

いずれも臨床との関連において

- 7. 生理学セミナー
- 8. 生化学セミナー
- 9. 解剖学セミナー 以上の時間数合計は少なくとも
- 1. 臨床医学入門のための実習(患者診察をともなう) Π. 時間数は少なくとも
 - 2. 職業領域について学ぶ実習 時間数は少なくとも
- 医学用語の実習 Π . 時間数は少なくとも

医師前期試験の受験に必要な実習、クルズス、セミナー

①能力のあるレントゲン部門。 下の設備も備えていなければならない。

② 専門図書室。

③病理解剖主任。

④能力のある検査室

に適した人の指導の下に、 ために用意されている臨床検査技師またはそれ ⑥内科の教育を行うときは、 ⑤学生の居所と教育のための十分なスペー チン検査を実施することができる。 教育目的のための 学生のこの目的の

⑧基本設備を有する教育検査室。

3 実習、 クルズス、 セミナーの必須時間数

明書を用意する必要がある。 参加し、 示す項目について実習、 一部を受験するためには、 医師前期試験、 それぞれについて図3に示すような証 医師試験第一 クルズス、 表 1、 部 表 2、 セミナーに 医師試験第 表3に

これらの規定から学ぶこと

規定があるが、 図書室、 の実地教育では、 ろいろなことが学べると思う。 これらの詳細な規定から、 ティーチングとの共通点を見出すことがで 学生の教育のための教育検査室などの これらには米国の 学生のための十分なスペース 読む人によってい 例えば第六学年 ベッドサイ

きる。

わが国ではどの程度まで配慮されている

また、ファースト・

だろうか。

が急性の救急を学ぶことになる。 **|細なカリキュラムを示す余裕はなかったが** 三学年になると、 基礎医学の段階ではある エイドを二学年までに学 誌面の関係で

般医学 (GP的な) 教育を早期に行うという姿勢 ための緊急処置法を学ぶことになっていて、 この時期に生命に危険な急性の症状と、

救命の

詳

が伺える。

おわりに

がご理解いただけたと思うが、 な試験対象リスト 以上によって、 卒前教育カリキュラムの大枠 (いわゆる出題範囲 このほかに膨大 が各国

医師試験・第1部の受験に必要な実習、クルズス、セミナー

般および系統的薬理学と中毒学のクルズス

8. 急性の救急およびファーストエイドの実務的練習

4. 非手術系および手術系の領域における一般臨床検査のクルズス

病理学各論クルズス 1.

1. 病理学総論クルズス

2. 微生物学および免疫学の実習

5. 臨床化学および血液学の実習 6. 放射線防護を含む放射線学のクルズス

3. 医学生のための生物統計学のための練習

以上の合計時間数は少なくとも

- 2. 薬理学各論クルズス 一般医学の実習またはクルズス 3.
- 内科の実習 4.
- 小児科の実習 5.
- 皮膚ー性病科の実習 6.
- 泌尿器科の実習 7.
- 8. 外科の実習
- 産婦人科の実習 9.
- 救急医学の実習 10
- 整形外科の実習 眼科の実習
- 耳鼻咽喉科の実習 13
- 神経科の実習
- 精神科の実習 15 心身医学と精神療法の実習 16.
- 17. 腫瘍学領域の実習

(環境衛生、病院衛生、感染予防、予防接種および個人予防を含む) 以上の合計時間数は少なくとも 516

医師試験・第2部の受験に必要な実習、クルズス、セミナー

家試験ごとに示されている。

で使い分けに筆者は興味を感じたが、
 また、 系統講義、 実習、 クルズス、 皆さんは セミナー

かがであろうか。 ところで、第六学年の臨床教育では、

い

試験の実施方法を次回に説明しよう。 る方も多いと思うが、 試験でどのような扱いをするのか疑問に思わ 外科以外は選択科目一科目しか学ばない。 その回答も含めて、 また、 内科と 口答 国家 卒

後初期研修である AiP 、 日本と違う学位制度な

ども次回のテーマとして残しておく。